川崎市平和館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４７号

川崎市平和館条例の一部を改正する条例

川崎市平和館条例（平成３年川崎市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表の１施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　施設使用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
屋内広場	4,470円	6,160円	8,390円	19,020円
第１会議室	780円	1,230円	1,560円	3,570円
第２会議室	1,000円	1,450円	2,010円	4,460円
第３会議室	330円	550円	780円	1,660円
研修室	440円	670円	890円	2,000円
控室	890円	1,230円	1,670円	3,790円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。